

気象警報時の措置について

- * 適用される「気象警報」

「大雨警報」・「暴風警報」・「洪水警報」 「大雪警報」・「暴風雪警報」

- * 適用されない「気象警報」

「波浪警報」・「津波警報」

- * 「気象警報」発令の対象地域

新温泉町 香美町 豊岡市 養父市 朝来市	「兵庫北部」 (但馬全域)
香美町 新温泉町 豊岡市	「但馬北部」 (美方郡、豊岡市)
養父市 朝来市	「但馬南部」 (養父市、朝来市)

このうち「気象警報」が「養父市」または「朝来市」(あるいは兵庫北部または但馬南部)及び「香美町・豊岡市・新温泉町」(あるいは但馬北部)に発令された場合は、次のように行動すること。

『平常授業日等の気象警報発令時の措置』

- (1) 午前6時30分以降に、「大雨警報」、「暴風警報」、「洪水警報」、および「大雪警報」、「暴風雪警報」のいずれかが発令されている時は自宅待機をすること。
 - (2) 午前9時の時点で警報が解除されていない場合は臨時休業とするので、家庭学習をすること。
 - (3) 午前9時までに警報が解除された場合には、授業を行うので安全な方法で登校すること。
- 2 これらの措置は警報が「香美町・豊岡市・新温泉町」(あるいは但馬北部)にだけ発令された場合は適用しない。
ただし、「香美町・豊岡市・新温泉町」(あるいは但馬北部)に警報が出て「養父市」および「朝来市」(あるいは但馬南部)に出なかった場合は「警報発令地に居住する生徒」は公欠扱いとする。

『考査期間中及び午前中授業日の気象警報発令時の措置』

警報等の発令で、定刻の始業時刻(8:35~)に考査又は授業が実施できない場合は次のようにする。

- 1 午前7時の時点で警報が解除されていない場合、もしくは、午前7時以降に警報が発令された場合は、臨時休業とする。
- 2 臨時休業となった日の考査は、当初考査時間割の最終日の翌日に実施する。

『交通途絶時の措置』

警報が発令されていない場合でも、地域により公共交通機関が不通など、登校に支障がある場合は公欠とする。その他、状況により協議のもと、公欠とする場合がある。